

## 各課からのHOT LINE

福祉部  
地域福祉課  
長寿社会課

### 火災警報器の設置 高齢者などに助成

市では、障がいがある人や高齢者の世帯に対し、23年5月31日までに設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置費用を一部助成します。

■対象 家族全員が次のいずれかに該当する世帯

- ①満65歳以上の人
- ②要介護4または5の人
- ③身体障害者手帳1級または2級の人
- ④療育手帳で、障がい程度がAの人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の人

■助成内容 4月1日以降に住宅用火災警報器を購入・設置した費用の3分の2（10円未満切り捨て、上限額は5,000円）。助成は1世帯1回限り

■申請先 市役所長寿社会課（65歳以上の人）・地域福祉課（障がいがある人）、松尾総合支所地域振興課、安代総合支所地域振興課、田山支所

■申請に必要なもの 認め印、火災警報器の領収書など（品名や日付が付いたもの）、介護保険証（要介護4または5の人）、障害などの各手帳（お持ちの人）、振込先口座番号の分かるもの  
詳しくは、市役所長寿社会課高齢福祉係（☎・内線1182）または、市役所地域福祉課障害福祉係（☎・内線1162）まで。

企画総務部  
総務課

### 3万市民の命を守る 消防出初式を開催

平成23年八幡平市消防出初式を開催します。市消防団の団結力を示す、威風堂々とした分列行進などをご参観ください。

■日時 23年1月3日(月)、午前10時40分から

■場所 松尾総合運動公園イベント広場

詳しくは、市役所総務課地域安全係（☎・内線1216）まで。

選挙管理委員会事務局  
農業委員会事務局

### 農業委員の選挙権行使には 名簿登載の申請が必要です

市選挙管理委員会は、毎年1月1日を基準日として、農業委員会委員の選挙権行使の基本となる選挙人名簿を調製します。

12月中旬に「選挙人名簿登載申請書」を行政連絡員や班長を通じて農家の世帯へ配布します。注意事項を読み、該当する人は必要事項を記入押印の上、班長や行政連絡員を通じて市農業委員会事務局に提出してください。

■選挙権を有する者 10<sup>㊦</sup>以上の農地について、

福祉部  
地域福祉課

### 除雪困難な世帯の ご相談に応じます

市では、市社会福祉協議会、市シルバー人材センター、市建設協同組合のご協力をいただき、除雪作業が身体的に困難と思われる人（ひとり暮らし老人、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯など）のため、雪かきや雪下ろしの相談窓口を設けました。

◎住宅周辺の雪かき（屋根などの危険箇所除く）

▶松尾地区 松尾地区スノーバスターズ（市社会福祉協議会本所内、☎74-4400）

▶安代地区 安代地区スノーバスターズ（市社会福祉協議会安代支所内、☎72-2811）

▶市内 市シルバー人材センター（市総合福祉センター内、☎64-1511）＝1時間当たり1,080円

◎屋根の雪下ろしや住宅周辺・生活路の除排雪

▶市内 市建設協同組合（☎70-2211）＝一般家庭でも依頼可能。料金はお問い合わせください。

詳しくは、市役所地域福祉課福祉総務係（☎・内線1165）または、松尾総合支所地域振興課市民福祉係（☎・内線2103）、安代総合支所地域振興課市民福祉係（☎・内線3112）まで。

市民部  
税務課

### 市・県民税などの申告 早めに準備しましょう

市・県民税や国民健康保険税の申告相談は、23年2月上旬から3月15日(火)まで、市役所本庁や、松尾・安代の各総合支所で受け付けます。詳しい日程は、広報はちまんたい1月号に掲載予定です。

なお、22年分の申告から、所得税の寄付金控除適用下限額が、5,000円から2,000円に改正されました（市・県民税については今までどおりです）。

詳しくは、市役所税務課市民税係（☎・内線1245）まで。

## 市内保育所・保育園の

# 入所申請受け付けます

23年度入所分保育所・保育園の入所申請を、次のとおり受け付けます。なお、既に入所している園児は、再申請の必要はありません。

■受付期間 23年1月6日(木)～25日(火)

※申請用紙は12月20日(月)から、市役所児童福祉課、各総合支所地域振興課で配布します。

■入所資格 保護者や同居親族などが次の①～⑦のいずれかの理由で、保育できない幼児

- ①家庭外で仕事をしている場合
- ②家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- ③妊娠中、出産後間がない場合
- ④病気や心身に障がいがあるなどの場合
- ⑤病気の人や心身に障がいがある人などを看護・介護している場合
- ⑥火災や風水害などで被害を受け、その復旧の間に家庭で保育できない場合
- ⑦市長が認める、①～⑥に類する場合

なお、入園児が多いなどの理由で、新規の受け入れができない場合があります。

詳しくは、市役所児童福祉課児童福祉係（☎・内線1175）まで。



(写真：大更保育所)

施設名	定員	通常保育	乳児保育	延長保育	一時保育	障がい児保育	その他
大更保育所	90人	○		○	○	○	
寺田保育所	60人	○			○	○	
松野保育所	100人	○		○	○	○	
寄木保育所	60人	○			○	○	
柏台保育所	45人	○	○		○	○	
あしろ保育所	60人	○	○	○	○	○	
あしろ保育所畑分園	30人	○			○	○	
田山保育所	50人	○	○		○	○	
東慈寺保育園	60人	○	○	○	○	○	
杉の子保育園	3歳以上児 60人	○		○	○	○	学童保育
森の子保育園	3歳未満児 45人	○	○	○	○	○	休日保育 子育て支援センター
平館保育園	90人	○	○	○	○	○	休日保育

### 火災警報器の設置期限が迫っています

# 取り付けはお早めに

市では、障がいがある人や高齢者の世帯に、住宅用火災警報器の設置費用の一部を助成します。  
詳しくは、本紙3ページ（このページのすぐ左隣）をご覧ください。

住宅用火災警報器の設置期限が、23年5月31日(火)に迫ってきました。まだ警報器を設置していないご家庭は、早めに設置しましょう。  
設置する場所は、次のとおりです。  
■設置が義務の場所 ①階段（2階に寝室がある場合）、②すべての寝室に煙感知式警報器を設置願います。  
■設置が任意の場所 ①台所②設置する場合、熱感知式警報器がおすすめです。  
詳しくは、八幡平消防署（☎761-2119）まで。



11月13、14の両日、八幡平消防署員が遠藤茂子さん(母子)＝写真左＝宅などで火災警報器設置を確認しました